



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
 (当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課） 1

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（商工振興課） 2
- 職業訓練指導員試験の実施（労政能力開発課） 2
- 特定調達契約に係る落札者の決定（空港課） 4
- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課） 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部通信指令課） 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部通信指令課） 7

教育委員会事項

- 沖縄県立宮古青少年の家の利用料金の承認 8
- 沖縄県立石垣青少年の家の利用料金の承認 9

告 示

沖縄県告示第451号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおりうるま市与那城宮城島池味土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成24年9月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

氏名	住所
眞榮喜正吉	うるま市与那城池味1012番地
登川俊雄	うるま市与那城池味920番地
大屋信勝	うるま市与那城池味934番地
登川弘	うるま市字安慶名387番地
登川行雄	うるま市与那城池味923番地
登川清太郎	うるま市与那城池味1015番地
上原真功	うるま市与那城池味933番地
名城康雄	うるま市与那城宮城21番地

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年9月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス津嘉山店 那霸市字仲井真東オフリー原374番1及び375番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 大鳩秀昭
- 3 法第8条第1項の規定による那霸市の意見の概要 那霸市では、平成24年3月に「第3次那霸市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、それに基づき市民・企業・行政が協働してごみの減量及び資源化を行っている。なお、届出に係る大規模小売店舗は、那霸市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那霸市条例第15号）第25条及び那霸市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則（平成5年那霸市規則第19号）第13条に規定する大規模事業所等に該当する。該当事業所には、一般廃棄物減量化計画の作成、一般廃棄物管理責任者の選任及びその届出が義務付けられている。大規模小売店舗は、廃棄物の多量排出が予想されるので、計画の趣旨を十分に理解し、ごみの減量及び資源化に努めること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年9月14日から同年10月14日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年9月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン南城大里 南城市大里字高平高宮城原97番2ほか10筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 大門淳
- 3 法第8条第1項の規定による南城市的意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年9月14日から同年10月14日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成24年9月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 実施職種 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる全職種
- 2 試験科目 学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
- 3 受験資格
 - (1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
 - ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
 - イ 省令第45条の2第2項第1号から第11号まで又は第3項第1号から第3号までに規定する者
 - ウ 省令第45条の2第2項第11号の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和45年労働省告示第17号）又は省令第45条の2第3項第3号の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和63年第

労働省告示第38号)に規定する者

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験の免除 実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりである。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

5 試験期日 平成24年11月17日（土曜日）

6 試験場所 沖縄県浦添市字大平531番地 沖縄県立浦添職業能力開発校

7 受験申請の手続

(1) 受験申請書類

ア 職業訓練指導員試験受験申請書

イ 受験資格を証する書類（卒業証書、成績証明書等）

ウ 試験の免除を受けようとする者は、これを証する書類（技能検定合格証書の写し等）

- (2) 申請書類の提出先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県商工労働部労政能力開発課
- (3) 申請書類の受付期間 平成24年10月1日（月曜日）から同月12日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、平成24年10月12日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (4) 受験手数料 3,100円を沖縄県証紙により納付すること（受験申請書に貼付すること。）。ただし、学科試験の全部の免除を受けることができる者にあっては、手数料は不要とする。なお、既に納められた手数料は、還付しない。
- (5) 受験票の交付 受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

8 合否判定の基準 満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

9 合格者の発表 平成24年11月30日（金曜日）に、合格者の受験番号を沖縄県本庁舎掲示板に掲示するほか、合格者に通知する。

10 試験結果の開示 試験の結果については、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第26条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求することができる。ただし、電話、はがき等によって開示請求をすることはできない。

開示請求をする場合は、受験票及び受験者本人であることを証明できるもの（運転免許証等）を持参のうえ、受験者本人が開示請求をするものとする。

開示する内容	開示請求期間	開示請求場所
実技試験及び学科試験の科目別の得点	平成24年11月30日（金曜日）から同年12月28日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで	沖縄県商工労働部労政能力開発課

11 その他

- (1) 受験申請書は、沖縄県商工労働部労政能力開発課、沖縄県立職業能力開発校等において交付する。
- (2) 受験手続その他の問合せは、沖縄県商工労働部労政能力開発課（電話098-866-2366）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年9月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 空港用化学消防車（12,500リットル級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県土木建築部空港課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成24年7月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 帝國繊維株式会社 東京都中央区日本橋二丁目5番13号
- 5 落札金額 205,818,532円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年6月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年9月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年9月27日 沖縄県指令土第860号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根329番

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市樋川2丁目13番5号 大城研、那覇市樋川2丁目13番5号 真境名兼辰
- 5 検査済証番号 平成24年9月3日 第3020号
- 6 工事完了年月日 平成24年8月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年9月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年8月10日 沖縄県指令土第709号、平成24年3月29日 沖縄県指令土第285号、平成24年6月28日 沖縄県指令土第844号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市大北三丁目4680番2（2工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 5 検査済証番号 平成24年9月3日 第3021号
- 6 工事完了年月日 平成24年8月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年9月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年8月17日 沖縄県指令土第758号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原323番1及び325番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平396番地5 山内昌盛
- 5 検査済証番号 平成24年9月4日 第3022号
- 6 工事完了年月日 平成24年8月18日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成24年9月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県警察通信指令システム機器及びソフトウェアの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成24年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるもの額が500万円以上であること。
 - (3) 警視庁、道府県警察本部又は方面本部において、通信指令システムを直近2事業年度以内に納入した実績を有していること。
 - (4) 沖縄県警察通信指令システムが稼働後に、24時間の保守管理体制を確保するとともに、直ちに（概ね1時間以内）故障時の障害を復旧させるための対応ができる者であること。
 - (5) 納入しようとする沖縄県警察通信指令システムの機能等証明書を提出し、仕様書を満たしていることを証明できる者であること。
 - (6) 開発保守業者が、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークを取得してい

る者であること。

3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあっては、登記事項証明書

ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

カ 通信指令システムを直近2事業年度以内に納入した実績を証する書類

キ 誓約書

ク 機能等証明書

ケ 現行システムを安定的に移行することを証する書類

コ 保守管理及び障害時の体制表

サ 業務提携証書

シ プライバシーマーク使用許諾証の写し（許諾証が発行されていない場合にあっては、プライバシーマーク付与審査合格証の写し）

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部生活安全部通信指令課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線3626）

(3) 申請書等の受付期間 この公告の日から平成24年10月18日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵送により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成25年3月31日までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるもの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県警察通信指令システム機器及びソフトウェアの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年9月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県警察通信指令システム機器及びソフトウェアの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成25年3月31日（日曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（平成24年9月14日付け沖縄県公報定期第4083号登載）により入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 納入しようとする沖縄県警察通信指令システムの機能等証明書を平成24年10月18日（木曜日）午後6時までに7(2)の場所に提出し、同システムの仕様書を満たしていることを証明した者

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から平成24年10月18日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課（9(2)の場所）

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年10月26日（金曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成24年10月18日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県警察本部生活安全部通信指令課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線3626）

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたもの落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落

札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線2242)

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成24年10月25日（木曜日）午後6時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県警察本部警務部会計課（9(2)の場所）に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Title of procurement
Lease of a Communication Command Equipment System and its Software of Okinawa Prefectural Police (Including installation and set up operations.)
- (2) Name, function and business content of the Communication Command Equipment System and its Software of Okinawa Prefectural Police
As shown by bid descriptions and specification.
- (3) Date and place for Bid
10:00 a.m. Friday, October 26, 2012
4F Bidding Room of Finance Division, Okinawa Prefectural Police Headquarters Bldg.
(Due date of Delivery Thursday 6 p.m., October 25, 2012)
- (4) Date and Place for Bid Opening
10:00 a.m. Friday, October 26, 2012
4F Bidding Room of Finance Division, Okinawa Prefectural Police Headquarters Bldg.
- (5) Place available for bid descriptions and specifications, place of submission of function certificates, etc., and contact point are as follows.
Communication Command division, Community Safety Department, Okinawa Prefectural Police Headquarters
1-2-2 Izumizaki, Naha City, 900-0021
Phone Number 098-862-0110 (Ext. 3626)

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第7号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立宮古青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年9月14日

沖縄県教育委員会
委員長 安次嶺馨

1 施設の名称 沖縄県立宮古青少年の家

2 指定管理者 特定非営利活動法人ばんず 宮古島市平良字久貝706番地1

3 利用料金の適用年月日 平成24年4月1日

4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき300円
	一般及び学生	1人1泊につき600円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき250円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき350円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき350円
	一般及び学生	1時間につき700円

備考

1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。

2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第8号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立石垣青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年9月14日

沖縄県教育委員会
委員長 安次嶺 馨

1 施設の名称 沖縄県立石垣青少年の家

2 指定管理者 特定非営利活動法人八重山星の会 石垣市宇大川552番地

3 利用料金の適用年月日 平成24年4月1日

4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき300円
	一般及び学生	1人1泊につき600円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき250円

研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき350円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき350円
	一般及び学生	1時間につき700円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---